平成２６年（フ）第２０２号
大分市賀来北２丁目20番５号　レオパレス21賀来Ⅱ104
債務者　伊藤　正治
1　決定年月日時　平成26年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３４号
宮崎県都城市関之尾町7575番地２
債務者　三浦　弘美
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２６年（フ）第１７０号
鹿児島県熊毛郡屋久島町一湊2288番地34
債務者　眞邉　　操
1　決定年月日時　平成26年７月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第４７号
鹿児島県霧島市国分清水２丁目23番37号　メゾンアラタ103号室
債務者　五領　　隆
1　決定年月日時　平成26年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第４９号
鹿児島県曽於市財部町北俣718番地
債務者　山内　俊平
1　決定年月日時　平成26年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第５３号
鹿児島県姶良市西餅田1538番地３　県営センチュリー姶良３棟402号
債務者　前田　拓也
1　決定年月日時　平成26年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第５６号
鹿児島県姶良市加治木町反土2733番地10
債務者　藤元小百合
1　決定年月日時　平成26年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第１７２号
沖縄県島尻郡八重瀬町字宜次653番地５　安谷屋アパート201号
債務者　大城さとみ
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１７６号
沖縄県那覇市首里石嶺町４丁目208番地　金城アパート206
債務者　玉城　順子
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第６９号
富山市藤の木台３丁目９番地
債務者　春山　　輝
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで　富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８８号
富山市呉羽町6571番地１　リブロ山口303号
債務者　南　　正良
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで　富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３１９号
北九州市八幡西区本城４丁目２番３―107号、住民票上の住所北九州市八幡西区浅川２丁目１番30号
債務者　田代　　綾（旧姓中谷）
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３３９号
北九州市小倉北区大門２丁目５番34号
債務者　西田　成宏
1　決定年月日時　平成26年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３５９号
北九州市門司区東門司１丁目９番７―202号
債務者　永添　達也
1　決定年月日時　平成26年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１１５号
広島県福山市北吉津町３丁目３番３号
債務者　小栗　千恵
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１２８号
広島県福山市幕山台７丁目１番31号
債務者　小川　智子（旧姓樋上）
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１４１号
広島県福山市新市町大字戸手2071番地２
債務者　梶原サダエ
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係